

## 報道発表資料

平成 23 年 10 月 27 日  
独立行政法人国民生活センター

**「買い取る」を口実にした外国通貨の取引にだまされないで！**

2010 年度、国民生活センターは、国内では換金が困難な外国通貨（イラクディナールとスーダンポンド）の取引について、複数回、注意喚起を行っているが<sup>(注1)</sup>、その後、ベトナムの通貨「ベトナム・ドン」の相談が寄せられるようになり、2011 年 6 月以降は、アフガニスタンの通貨である「アフガニスタン・アフガニ」（以下、アフガニ）の相談が急増している。さらにリビアの通貨である「リビアディナール」についても同時期、寄せられるようになった。

外国通貨取引の相談傾向としては、以前、未公開株や社債、海外先物取引等の投資トラブルに遭った消費者に対して「過去に購入した未公開株等を買取る代わりに、外国通貨を購入してほしい」と持ちかける手口に特徴がある。

中には数年前の「リゾートホテル会員権」「和牛の預託取引」「訪販リフォーム工事」等のトラブルに遭った消費者に対して過去の被害回復を口実に、返金手続きの見返りとして外国通貨を買わされており、損失を取り戻したいという気持ちに付けこむ、いわゆる「二次被害」のケースも見られた。

契約当事者は、圧倒的に 70 歳以上の高齢者が多い。多額の損失を被った消費者が「被害を回復する」「査定して買取る」という話を容易に信じてしまうためと考えられる。

このような外国通貨のトラブルは、過去の未公開株や社債等のトラブルと手口が酷似している。しかし、外国通貨に関しては有価証券等ではないため、金融商品取引法や金融商品販売法の適用を受けない。また、外国通貨は特定商取引法の商品・役務・指定権利に含まれないとされているため、電話勧誘販売であっても、適用外となり、規制の網がかけられない現状となっている。

そこで、国内でほとんど流通していない外国通貨の購入を迫る手口について情報提供を行い、このような悪質な勧誘にだまされることのないように広く注意喚起をすることとしたい。

(注1) イラク通貨（イラクディナール）の取引に要注意！－高齢者等をねらった新手的投資トラブル－  
([http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20100624\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20100624_1.html)) (2010 年 6 月 24 日公表)  
換金性の乏しい外国通貨の取引にご注意！－イラクディナールに続き、今度はスーダンポンド…－  
([http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20100924\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20100924_1.html)) (2010 年 9 月 24 日公表)  
スーダンポンドの購入を持ちかける業者に注意！－「買取る」「代わりに申し込んで」と勧誘する手口－  
([http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110224\\_2.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110224_2.html)) (2011 年 2 月 24 日公表)

## 1. PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）<sup>(注2)</sup>における相談件数<sup>(注3)</sup>

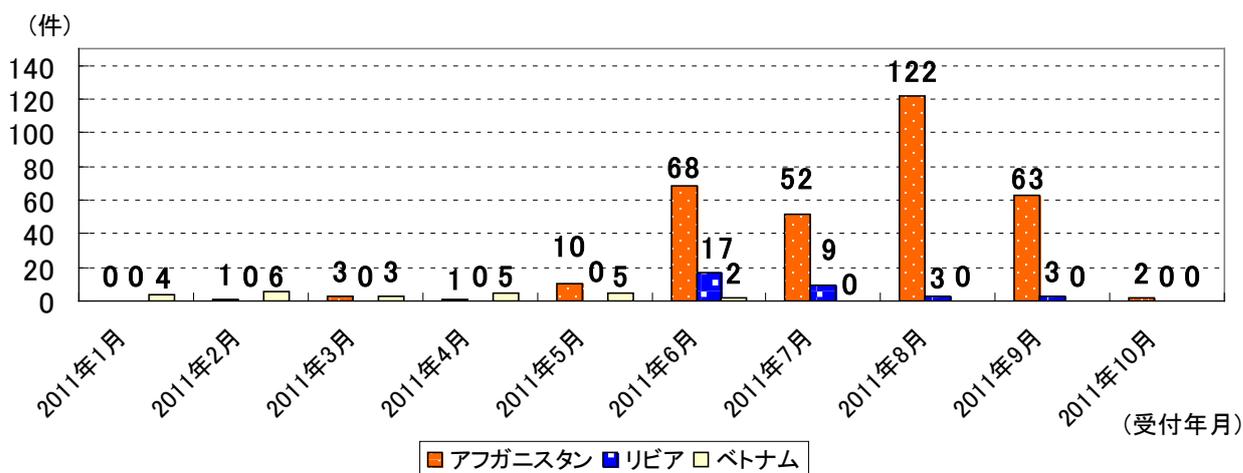
### (1) 相談件数の推移（図1）

アフガニの取引に関する相談件数を見ると、2011年2月以降、合計322件の相談があった。2011年6月に68件と急増しており、7月に52件、8月に122件と最も多くの相談が寄せられている。

一方、リビアディナールの取引に関する相談は、合計32件であった。2011年6月に17件寄せられ、その後は減少傾向にある。

また、ベトナム・ドンの取引に関する相談は、合計25件であった。2011年2月に6件の相談が寄せられたが、7月以降は0件であった。

図1 アフガニスタン、リビア、ベトナムの外国通貨 月別件数



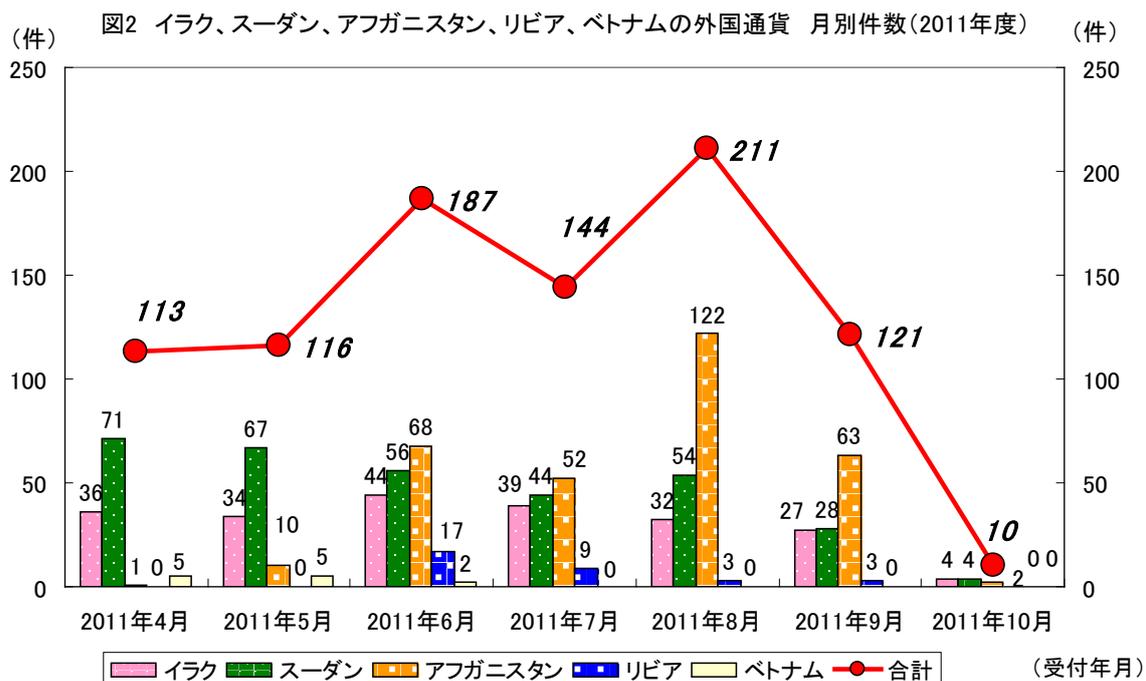
### (2) 外国通貨（イラク、スーダン、アフガニスタン、リビア、ベトナム）全体の相談件数の推移（図2）

2011年度のイラクディナール、スーダンポンド、アフガニ、リビアディナール、ベトナム・ドンの通貨に関する相談を月別にまとめたグラフである。イラクディナールとスーダンポンドに関する相談は現在も寄せられているが、スーダンポンドに関する相談が40件前後と、ほぼ横ばいである。

5カ国の通貨を合計すると、外国通貨に関する相談は全体としては、ほぼ横ばいであることがわかる。

<sup>(注2)</sup> PIO-NET(パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

<sup>(注3)</sup> 下記のデータはいずれも2011年10月17日までの登録分。



## 2. 主な相談事例

### 【事例1】過去に買ったスーダンポンドを買い取る条件としてアフガニを購入させられた

6月頃にスーダンポンドを約250万円分購入し、損をしたことがある。最近、知らない業者から電話があり、「あなたが以前買ったスーダンポンドを高額で買い取る。買い取りの条件として、アフガニを購入してもらう必要がある」と言われた。

教えられた業者に連絡し、アフガニ45万円分を購入する契約をし、代金を指定された銀行口座に振り込んだ。

その後、アフガニを購入したことを息子に話すと、だまされていると言われた。だまされているのか。  
(2011年8月受付 契約者：80歳代 無職 男性 神奈川県)

### 【事例2】未公開株とリゾートホテル会員権の被害を取り戻せると言われ、アフガニを買わされた

知らない業者から電話で「あなたが以前購入した未公開株とリゾートホテル会員権の被害約1,000万円を全て取り戻す。その代わりに、手数料としてアフガニを100万円分購入してほしい。当社が3倍の値段で買い取るので、実際には損をしない」と言われた。

そこで、紹介された業者に電話し、1口13万円を20口、260万円分のアフガニを購入した。「来年の1月には日本国内でも換金できるようになる。今買っておけば2~3倍の値段になり、もうかる」と説明を受けた。

しかし、未公開株、リゾートホテル会員権を買い取る約束は守られず、アフガニを買い取ると電話をかけてきた業者と連絡が取れなくなった。すぐに260万円を返金してほしい。

(2011年9月受付 契約者：70歳代 無職 女性 神奈川県)

### 【事例3】アフガニの価値が上がるので、和牛の預託取引の被害金を取り戻せると説明された

数年前、妻が和牛の預託に約200万円を預けたが、事業が破綻し、業者と連絡が取れなくなり、

お金を取り戻すことは諦めていた。

2カ月前、「和牛の預託で失ったお金を取り戻すために、アフガニを買わないか。アフガニスタンは豊富な地下資源がある国で、将来価値が高まり、為替差益で失った200万円をいずれは取り戻せる。パンフレットを送るので、見てほしい」とアフガニの購入を勧める電話があった。届いたパンフレットには、レアアース鉱山の航空写真と説明が掲載されており、信用できると思ったので、アフガニ1口20万円を30口申し込み、600万円を支払った。

その後、別の業者から電話があり、「アフガニを75口購入してくれれば、倍の値段で買い取る」と勧誘され、新たに45口を購入し、900万円を支払った。しかし、最初に買い取ると言った業者から「営業停止処分を受けたため、買い取れない」と言われた。信用できなくなったので、アフガニ75口分の代金を返金してほしい。

(2011年9月受付 契約者：70歳代 無職 男性 神奈川県)

#### 【事例4】破産手続き中の海外先物取引業者の関係者に勧められ、アフガニを購入してしまった

3年程前に、150万円を支払って金と石油の海外先物取引をしたことがあったが、その後業者は行政処分を受け、現在、破産手続きを行っている。

その会社に勤めていたという男から最近になって電話があり、「以前は損をさせて申し訳なかった。この会社は現在破産手続き中だが、実は隠し財産3億円が残っている。このお金から被害に遭われた方に返金するために連絡している。ただし、返金手続きの費用としてアフガニを購入してもらい必要がある」と説明された。指定された業者に電話をすると、当社はアフガニを販売していると言われた。信用できるか。

(2011年3月受付 契約者：70歳代 無職 男性 青森県)

#### 【事例5】リフォーム業者に支払った代金を少しでも取り戻したいと思い、アフガニを購入したが、戻ってこない

数年前、自宅に訪問してきたリフォーム業者と契約し、300万円を支払い、直後に、この業者は逮捕されたことがあった。最近、知らない業者から電話があり、「リフォーム業者に支払った代金の半分を取り戻すことができる。代わりにアフガニを購入してほしい。当社があなたから買い取り、アフガニを欲しがっている人に高値で転売し、その利益から150万円を支払う」と言われた。アフガニの販売業者に購入を申し込み、代金130万円を振り込んだ。しかし、業者がアフガニを買い取ることはなかった。本当にリフォーム業者に支払った代金を取り戻せるのか。

(2011年7月受付 契約者：70歳代 家事従事者 女性 神奈川県)

#### 【事例6】未公開株を査定して買い取る代わりに、リビアディナールを買うよう言われ、代金を立て替えたが、連絡が取れなくなった

突然電話があり、「未公開株を持っていれば当社が査定し、買い取る。買い取りの条件として、当社の代わりにリビアディナールを購入してもらい必要がある。パンフレットが届いた人にしか購入する権利がない。当社が後で全額支払うので、10口600万円分を申し込んでほしい。謝礼として未公開株を1口につき15万円上乗せして買い取る」と言われた。怪しいと思ったが、損を取り戻したかったので、パンフレットにあった業者に申し込みだけをした。

後日、申込先から連絡があり、「早く支払ってほしい。1口分の代金60万円を支払ってもらえれば、買う権利を確保できる」と支払いを急がされたので、60万円を銀行口座に振り込んだ。その後、50リビアディナール紙幣3枚が届いた。

しかし、未公開株の買い取りはされず、60万円の代金の振り込みもなく、連絡が取れなくなった。リビアディナールの販売業者に解約を求めたが、拒否された。60万円を返金してほしい。

(2011年6月受付 契約者：80歳代 給与生活者 男性 福島県)

### 【事例7】未公開株を買い取る条件としてベトナム・ドンを買ったが、買い取られない

突然、電話で「以前購入した未公開株を買い取る代わりにベトナム・ドンを買ってほしい。あなたは名義を貸すだけで、お金はあとで当社が支払う」と言われた。そこで、紹介された販売業者から1口25万円分(10万ベトナム紙幣10枚)を複数口購入することにし、代金を振り込み、電話をしてきた業者と未公開株を買い取り、ベトナム・ドンの代金を返金すると約束し、念書も交わした。

しかし、未公開株の買い取りは実行されず、ベトナム・ドンの代金も支払われない。担当者と返金の約束を何度もしたが、守られない。どうすればいいか。

(2011年4月受付 契約者：80歳代 無職 男性 大阪府)

## 3. 相談事例から見る問題点

### (1) 過去に未公開株や社債等を購入したことのある高齢者が多く狙われている

過去に何らかの投資トラブルに遭った高齢者が多く狙われている。トラブルには、未公開株や社債、海外先物取引の他、イラクディナール等の外国通貨、リゾートホテル会員権、預託取引、訪販リフォーム工事なども含まれている。この中にはすでに警察に逮捕されたり、破産手続き中の業者もある。連絡が取れなくなっている業者も多く、その場合返金されることはほとんどない。

消費者は大きな損失を被っており、被害を回復したいと強く思っている。それで「未公開株等を買収する」という業者からの勧誘を信用したい気持ちになってしまう。業者はむしろ、そのような心理状態になることを見透かして、勧誘を行っていると考えられる【全ての事例】。

### (2) 詐欺的な勧誘方法であるいわゆる「劇場型勧誘」が多く行われている

詐欺的な勧誘である劇場型勧誘が目立つ。未公開株や外国通貨などを高値で買い取るという業者(買取業者)とアフガニとリビアディナールを販売(両替)する業者(販売業者)が登場する。

まず、買取業者が未公開株を買い取る条件としてアフガニやリビアディナール等の外国通貨の購入を消費者に勧める。その際、「パンフレットが届いた人しか買えない」などの理由で代わりに申し込むよう仕向ける。この時、「今は立て替えてほしい。お礼に15万円増しで未公開株を買い取る」等と説明し、消費者がその説明を信じて、代金を立て替えても、返金も、買い取りも実行することなく、最終的に業者とは連絡が取れなくなってしまう【全ての事例】。

### (3) 国内では換金困難な外国通貨が著しく暴利で購入させられている

イラクディナールやスーダンポンド同様、アフガニとリビアディナールも日本国内の銀行では両替できない。そのため、日本国内での換金は困難である。

販売業者は1,000アフガニ紙幣や50リビアディナール紙幣を13~20万円で販売している。しかし、民間の為替レート計算では、1,000アフガニは約1,600円、50リビアディナールは約3,000円であり(2011年10月17日現在)、著しく暴利で販売されている【事例1~3、5】。

ベトナム・ドン(ドン)は日本国内の一部の空港等で日本円に両替することができ、10万ベトナム紙幣は、民間の為替レート計算では約300円で取引されている。しかし、消費者は300円で両替できるベトナム紙幣を約2万5,000円で購入させられており、ほとんど詐欺とも言える取引が行われている【事例7】。

#### (4) 消費者契約法に抵触する勧誘が行われている可能性がある

通貨の価値が上がるかどうかは不確定な事項である。しかし、相談事例の中に見られる「来年の1月には日本国内でも換金できるようになる。今買っておけば2~3倍の値段になり、もうかる」「アフガニスタンには豊富な地下資源がある国で将来、価値が高まり、為替差益で失った200万円をいずれ取り戻せる」などといった勧誘は断定的判断の提供に該当し、消費者契約法に抵触する可能性がある【事例2~3】。

#### (5) 金融商品取引法、特定商取引法の適用はないとされている

外国通貨は有価証券ではないため、金融商品取引法や金融商品販売法の適用を受けない。

また、勧誘の方法が電話勧誘販売であっても、外国通貨は特定商取引法の商品・役務・指定権利に含まれないとされ、現状では適用外である。消費者保護規制の隙間をついた取引と言えよう【全ての相談事例】。

### 4. 消費者へのアドバイス

#### (1) 「過去の被害を救済する」「査定して高値で買い取る」という勧誘にだまされない

過去に未公開株や社債を購入した人だけでなく、海外先物取引、リゾートホテル会員権、訪販リフォーム工事等を契約した人が勧誘されている。この中には警察に逮捕された業者や行政処分や破産手続開始決定を受けた業者と契約したケースも含まれている。しかし、過去の被害の回復をかたる業者が実際に買い取ったケースは1件も確認されていない。

#### (2) 「将来価値が高まるので、安いうちに買ってあげばもうかる」「日本国内で換金できるようになる」などの業者のセールストークを信用しない

「地下資源が豊富なので、必ず経済発展する」「来年には日本国内で取引ができるようになるので、すぐに換金できる」などの業者の説明を安易に信用してはいけない。

また、多くの場合、お金を支払ってしまうと、連絡が取れなくなり、その場合は返金される可能性はほとんどない。業者の勧誘には一切耳を貸さず、断ること。

#### (3) お金は絶対に支払わない。万一、お金を支払ってしまった場合には、最寄りの消費生活センター、警察や振込先の金融機関に連絡し預金口座の利用停止を求めること

振り込め詐欺救済法(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律)では、振り込め詐欺等の被害者に対する被害回復分配金の支払手続等が定められている。財産を侵害する犯罪に利用されたと思われる預金口座にお金を振り込んでしまった場合、被害を受けた者が警察や振込先の金融機関に連絡・届出を行うことで、振込先口座の凍結を依頼するこ

とができる。詳細は下記ホームページを参照してほしい。

●「警察庁振り込め詐欺対策 HP」（警察庁）

[http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/1\\_hurikome.htm](http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/1_hurikome.htm)

(4) 勧誘された時点で、最寄りの消費生活センターに相談する

知らない業者から勧誘があった場合、契約する前に最寄りの消費生活センター（0570-064-370）または警察相談専用電話（#9110）に相談する。契約してしまった場合でも、あきらめずに消費生活センターに相談してほしい。

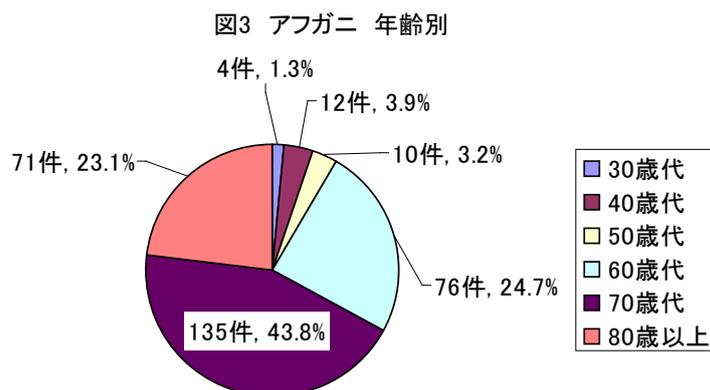
5. PI0-NETにみる相談の概要 <sup>(注4)</sup>

(1) 契約当事者の属性

① 年齢別

年齢別では、アフガニについては70歳代が135件（43.8%）と最も多く、60歳代が76件（24.7%）、80歳以上が71件（23.1%）と続いた（図3）。

リビアディナールとベトナム・ドンも同様の傾向で、70歳代と80歳以上が約7～8割を占めた。



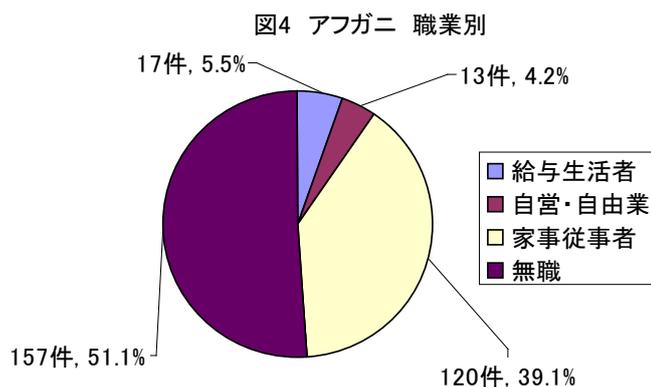
② 性別

性別を見ると、アフガニについては男性が80件（25.1%）、女性が239件（74.9%）と、女性が7割を占めた。一方、リビアディナールとベトナム・ドンは両者とも約8割が男性であった。

③ 職業等別

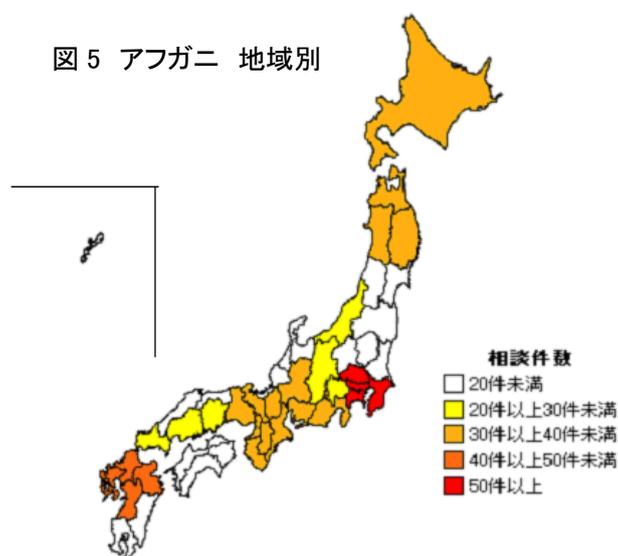
職業別に見ると、アフガニに関しては無職が157件（51.1%）と最も多く、次いで家事従事者が120件（39.1%）だった（図4）。リビアディナールとベトナム・ドンにおいても、無職が6～7割を占め、ほぼ同様の傾向が見られた。

(注4) 下記のデータはいずれも2011年10月17日までの登録分。割合は不明・無回答を除いて算出している。



#### ④地域別

地域別に見ると、アフガニに関する相談は、南関東が57件(18.1%)、九州北部が44件(14.0%)、東海が37件(11.7%)、近畿が32件(10.2%)、北海道・東北北部31件(9.8%)と、全国的に寄せられていることがわかる(図5)。リビアディナールとベトナム・ドンについてもほぼ同様の傾向が見られた。

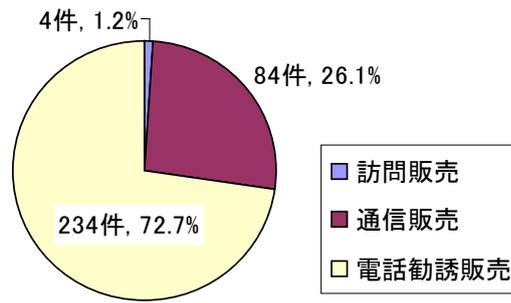


#### (2) 販売購入形態 <sup>(注5)</sup>

アフガニについては、電話勧誘販売が234件(72.7%)、通信販売が84件(26.1%)、訪問販売が4件(1.2%)と、電話勧誘販売が約7割に及んだ(図6)。リビアディナールとベトナム・ドンについても、電話勧誘販売が約7~8割を占めた。

(注5) 販売購入形態は、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売を対象としている。なお、インターネットによる通信販売は除外している。

図6 アフガニ 販売購入形態別



(3) 支払金額

①アフガニ

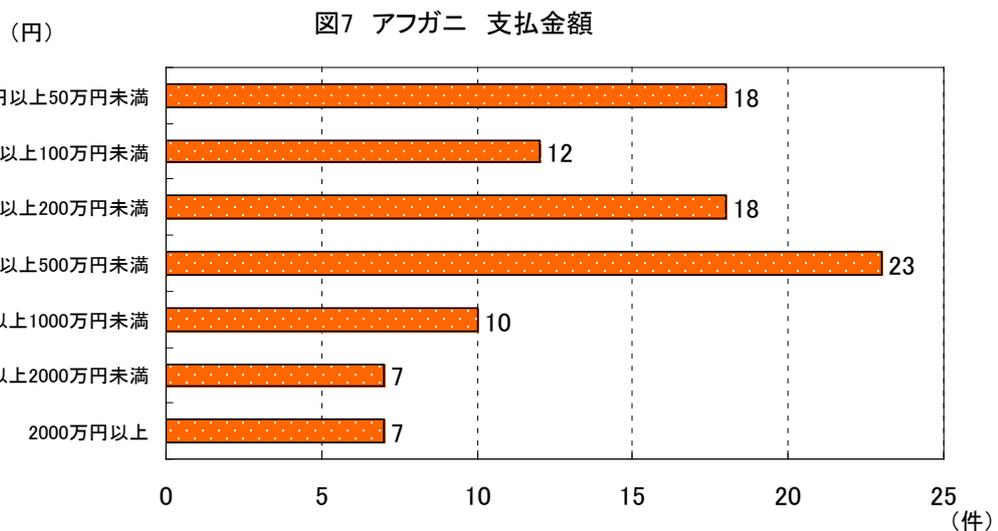
すでに支払った件数は95件、約3割である。そのうち支払金額は、「200万円以上500万円未満」が23件、「1円以上50万円未満」と「100万円以上200万円未満」がともに18件、「50万円以上100万円未満」が12件と続いた(図7)。平均金額は約339万円、最高金額は4,400万円だった。

②リビアディナール

すでに支払った件数は13件で、約4割。そのうち支払金額は「200万円以上500万円未満」が4件、「1,000万円以上2,000万円未満」が3件であった。平均金額は約250万円、最高金額は1,800万円だった。

③ベトナム・ドン

すでに支払った件数は12件で、約5割である。支払金額は「1円以上50万円未満」が4件、「100万円以上200万円未満」が3件であった。平均金額は約173万円、最高金額は1,200万円だった。



6. 情報提供先

消費者庁 消費者政策課

消費者委員会 事務局

警察庁 生活安全局 生活経済対策管理官

警察庁 刑事局 捜査第二課